

<県>

(A) 保険給付費の実績や国の係数により、県全体の保険給付費、後期支援金、介護納付金等を推計
国の係数により、公費及び前期高齢者交付金を算定するとともに財政安定化基金等を活用し、市
町村から徴収する納付金総額を算定

総額: 1,681億円(前年▲4億円(▲0.3%)) ※金額は令和8年度、()内は令和7年度

(支出)	保険給付費 1,300億円(1,333億円)【78%】 普通交付金-医療分 1,261億円(1,294億円)、特別交付金 39億円(39億円)		後期支援金 【15%】 256億円 (256億円)	介護納付金 【5%】 83億円 (78億円)	子ども納付金 【1%】 23億円 (-)	その他 【1%】 19億円 (18億円)
	(収入)	市町村からの納付金 534億円【32%】(535億円) 医療分 347億円(362億円)、後期分 130億円(130億円)、 介護分 45億円(42億円)、子ども分 12億円	公費(国) 460億円【27%】 (467億円)	公費(県) 106億円 【6%】 (104億円)	前期高齢者交付金 564億円【34%】 (556億円)	その他 17億円【1%】 繰越金 12億円 特別高額医療費共同事業交付金 5億円 等

(B) 県と市町村で協議してきた方法により、納付金総額を各市町村に割り振る

【令和8年度分の算定方法】

(1) 所得水準βで応能分・応益分の割合を調整し、各市町村の県全体に占める割合に応じて割り振る。

- ・所得割 (所得水準に応じて負担) ・応能のシェア(県所得総額に占める所得額の割合)
…割合が高いと納付金総額が多い
- ・均等割 (被保険者の数に応じて負担) …割合が高いと納付金総額が多い
- ・平等割 (世帯の数に応じて負担) ・応益のシェア(県総数に占める被保険者数・世帯数の割合)
…割合が高いと納付金総額が多い

(※ 医療費指数反映係数αによる調整はR5年度で終了→令和8年度α=0)

①激変前国保事業費納付金総額(d)、②激変前1人あたり国保事業費納付金(d)

(C) 更に、公費・経費の県単位化の影響により負担が上昇してしまう市町村に、激変緩和措置を実施

③1人あたり激変緩和額 → ④激変後1人当たり国保事業費納付金(d)

<市町村>

(D) 各市町村では、県への納付金と保健事業等の費用を、公費のほか、被保険者から徴収する
保険税で賄う (※ただし、基金、繰越金、法定外の繰入金等を活用している市町村あり)

※金額は35市町村の合計

(支出)	県への納付金 534億円(535億円)		保健事業等 20億円(20億円)
	(収入)	保険税	基金、繰越金、法定外の繰入金等
			保険税軽減 減分 65億円 (62億円)

本来必要な保険税456億円(454億円)

保険税の賦課・徴収

⑤調整後の標準保険料率算定に必要な1人あたり保険料額(e) / ⑥標準的な収納率
= ⑦調整後の標準保険料率算定に必要な1人あたり保険料額(e')

過去3ヶ年平均収納率(現年)で割り戻し

※子ども分は奈良方式
必要な保険税
482億円(480億円)

- ・1人あたり過年度収納見込額
…過年度収納見込額が少ないと保険税必要額が多い
- ・1人あたり個別公費等(県単位化対象外の公費)
…公費が少ないと保険税必要額が多い

※「必要な保険税」を徴収するために、どんな税率で課税するべきかの参考として、県内統一基準により市町村毎の税率を計算

住民(国保加入者)

市町村
標準保険料率
⑧標準保険料率